

白川村建築物等における木材の利用促進方針

1 目的

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、岐阜県が定めた「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進計画」に即して、法第9条第2項に掲げる必要な事項を定め、村民が利用する建築物等において県産材を積極的に利用した木造化・木質化を推進することにより、木材への親しみを養い、林業、山林資源への関心を呼び起こし、村の山林の適切な管理・利用に資するものとする。

2 建築及び土木工事等における木材利用に関する基本的事項

白川村は、法第5条に規定する村の責務を踏まえ、白川村が行う公共建築物等の整備、公共土木工事の施工にあつては、法的規制、用途、維持管理方法を考慮し、経費の面から著しい合理性を欠かない範囲において県産材の積極的な利用推進に努める。

3 建築及び土木工事等における木材の利用目標

(1) 公共建築物の木造化

白川村が行う公共建築物の整備のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物について、積極的な木造化を推進する。

(2) 公共工事における木材利用

白川村が行う公共工事にあつては、使用する木材に求められる強度、耐久性等を考慮した上で、県産材の積極的な利用を推進する。

(3) 公共建築物の内装等の木質化

村が整備する公共建築物について木造化を図ることが困難であると判断されるものや、改修を行う施設においては、積極的な内装等の木質化を推進する。

(4) 木質バイオマスの利用促進

木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの積極的な導入を推進する。

3 村有施設の備品及び消耗品整備における木材利用

村有施設における木材加工品の導入にあつては、県産材を利用した製品の積極的な採用に努める。

4 地元産木材の利用に向けた環境整備

地元産木材の利用向上にあつては飛騨高山森林組合と連携し、地元産木材が利用しやすい環境整備に努める。

5 普及啓発

村有施設の管理者は、村民が木造施設及び木材製品にふれあい、木材製品が持つ暖かみや潤いのある良さや木材製品を利用する意義を考える機会を提供し、県産材加工製品の利用拡大に資するよう普及啓発に努める。

付則

この方針は、平成24年12月2日から適用する。

この方針は、令和5年10月31日から適用する。